

平成28年3月18日

山口県漁業協同組合
一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全体が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を作成する。

1. 計画期間 28年4月1日～33年3月31日までの5年間

2. 内容

[目標 1]

33年3月末までに、当組合の「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」など育児休業、産前産後の時期に関連する規定及び諸制度（社会保険及び雇用保険の社会保険料免除や育児休業給付制度など）を職員に周知させる。

[対策]

28年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の閲覧を呼び掛ける。

29年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の認知度を測定する。また、管理職向けに研修会を実施する。

30年4月～ 「就業規則」や「育児・介護休業等に関する規則の規定」の閲覧を再度徹底する。また、育児休業や産前産後休暇等の時期に関連する諸制度（社会保険及び雇用保険などの社会保険料免除や育児休業給付制度など）の行政パンフレット等を各本・支店に配布し、周知を促す。

[目標 2]

計画期間内に年次有給休暇の積極的取得を推進し、消化率を向上する。

[対策]

28年4月～ 職員の職業生活と家庭生活の両立のためなど、年次有給休暇の取得を各本・支店の職員に推奨する。

山口県漁業協同組合 行動計画

女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日の5年間

2. 当組合の課題

- ・ 男女の継続勤務年数に大きな差は見られないが、管理職に占める女性割合が低い。

3. 目 標

管理職（課長代理以上）に占める女性の割合を5%以上にする。

4. 取組内容と実施時期

女性が少ない部署に新たに女性を積極的に配置する。

- 平成28年4月～ 男女の配置で偏りがある部署の洗い出しを始める。
- 平成29年4月～ 女性があまり配属されてこなかった部署に女性を配属する上での課題点を分析し、配属計画を作成する。
- 平成30年4月～ 実際に配属を実施し、定期的にフォローアップを実施する。